

ひたちなか市水道事業管理者交際費の支出に関する基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、水道事業管理者が水道の円滑な推進を図るため、水道事業を代表し行う外部の個人又は団体等との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、支出基準を設け適正な支出に資するために必要な事項を定めるものとする。

(支出範囲)

第2条 交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の金額を支出するものとする。

(支出区分)

第3条 交際費の支出区分は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会 費
- (2) 慶 祝
- (3) 弔 慰
- (4) 賛 助
- (5) 壮 途
- (6) 渉 外
- (7) その他

(支出基準)

第4条 支出基準は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、宗教団体、政党及び市出資団体、市補助団体の事業等については、交際費を支出しない。

(公表基準)

第5条 交際費は、その支出内容を公表するものとする。

2 交際費の公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日（前払金として支出したものにあっては精算した日）
- (2) 支出内容
- (3) 支出区分
- (4) 支出金額

3 交際費の公表は毎月行うものとし、当月分を翌月末日までに市のホームページに掲載することにより行うものとする。

4 交際費の公表にあたっては、ひたちなか市個人情報保護条例（平成17年ひたちなか市条例第2号）及び、ひたちなか市水道事業管理者の所管に係る個人情報保護条例施行規程（平成17年水道部規程第2号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(見直し)

第6条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補 則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要事項は、水道事業管理者が定めるものとする。

付 則

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

この基準の一部改正については、平成28年2月1日より施行し、第5条の規定による交際費の公表の時期については、平成28年1月分の交際費から適用する。

別表（第4条関係）

支出区分	支出内容	支出額
(1) 会費	①水道事業管理者が出席する懇談会や会合、会食等に係る会費。 ②市が加入する団体等の会費。	会費相当額。又は、10,000円以内
(2) 慶 ^{けい} 祝 ^{しゅく}	①各種行事、式典、総会、祝賀会、大会等への祝い金（但し、市の補助団体が行う総会等に対しては原則として支出しない）。	5,000円～10,000円
	②市民として名誉となる行為や功績等。	5,000円～10,000円
	③水道事業管理者として出席する結婚披露宴。	20,000円以内
(3) 弔 ^{ちよう} 慰 ^い	①国会議員、県議会議員及び水道事業管理者で水道に対し特に功績や関係のあった者に対する香料等。 ②市議会議員の本人に対する香料等。 ③水道に対し多大な功績があり、水道事業管理者が必要と認める者に対する香料等。	・5,000円～10,000円 ・その他、水道事業管理者が必要と認めたとき 供花1基
(4) 賛 ^{さん} 助 ^{じよ}	団体等が主催する公益性をもった行事等で、開催趣旨・目的に賛同できるものに対する賛助。	5,000円～20,000円
(5) 渉 ^{しやう} 外 ^{がい}	水道事業運営上必要な外部機関との交渉、表敬訪問等における手土産などの物品購入、来客時の茶菓子等。	相当額
(6) その他	上記各号のいずれにも属さないもので、水道事業運営上、水道事業管理者が特に必要と認めたとき。	相当額